

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 3 年 1 0 月 定 例 会 会 議 録				
1 日 時	令和3年10月28日(木) 午後2時00分から2時24分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	神子修一			
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子	二	委員 安田美詠子
	三	委員 久保田篤正	四	委員 加藤潤一
	五	委員 若山晋		
5 欠席した委員の氏名				
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、和泉学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉田文化財保護課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	神子教育長： 令和3年北本市教育委員会10月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和3年北本市教育委員会9月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 会議録は、承認する。			
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の大保木委員にお願いします。			
4 議事の取扱いの発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、議案が1件の計3件である。 なお、教委報告第43号については、個人情報扱う案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 神子教育長： それでは、教委報告第43号については、「非公開」で審議することに決する。			
5 報告事項	神子教育長： 報告事項の議事に入る。			
(1) 教委報告第42号「教育長の決裁処分」	神子教育長： 教委報告第42号「教育長の決裁処分」について、生涯学習課より説明をお願いします。 柳井生涯学習課長： (教委報告第42号の説明)			

	<p>神子教育長： 教委報告第42号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 市の文化センターにおいてホール使用料を取る際に、イベントの参加料の金額で判断がなされる基準はあるか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 特段、基準はないが、共催の場合は市が実施する事業と同じ取扱いとなるため、ホール使用料が免除になる。</p> <p>久保田委員： 後援依頼申請書の申請者の印について、何か決まり事はあるか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 現在は申請者の印について省略しているが、昔から申請している団体等については、慣例的に申請者が押印しており、当課から依頼しているわけではない。</p> <p>神子教育長： 教委報告第42号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第42号については、了承とする。</p>
6 審議案件	<p>神子教育長： 議案審議に入る。</p>
(2) 教委議案第47号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について」について	<p>神子教育長： 教委議案第47号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について」について、生涯学習課より願います。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委議案第47号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第47号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第47号については、可決とする。</p>
7 非公開審議	<p>神子教育長： 非公開審議に入る。</p> <p>議案に関係のない職員の退席を求める。</p>
(3) 教委報告第43号「市民文芸誌「むくろじ」第45号の刊行に係る編集協力委員の	<p>神子教育長： それでは、教委報告第43号「市民文芸誌「むくろじ」第45号の刊行に係る編集協力委員の委嘱について(追加)」について、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第43号の説明)</p>

<p>委嘱について (追加)」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第43号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第43号については、了承とする。</p>
<p>8 その他</p>	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p>
	<p>柳井生涯学習課長： (市民文化祭芸術展について)</p>
	<p>神子教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p>
	<p>和泉学校教育課長： (新型コロナウイルス感染症の発生状況について)</p> <p>— 特に意見なし —</p>
<p>9 閉会の宣言</p>	<p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会10月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p>
	<p>令和3年11月25日</p>
	<p>教育長 神子 修一</p>
	<p>署名委員 大保木 道子</p>
	<p>書記 落合 元</p>

